情　報

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について　・・・　2

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について　・・・　4

〈令和5年3月分〉

令和5年4月4日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和5年4月4日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社シーエイチアイ（法人番号：8010401017741）　代表者　露崎　強
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　東京都港区元麻布3-4-41 （シーエイチアイ東京営業所）　東京都江東区木場2-1-1-1F
（４）行政処分等の内容	文　書　警　告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
（６）違反行為の概要	令和4年12月5日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　0点 当該事業者の累積点数　6点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和5年4月4日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和5年4月4日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社美杉観光バス（法人番号：2030001089912）　代表者　吉田　典弘
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　埼玉県飯能市美杉台6-1-15 （東京営業所）　東京都板橋区三園1-42-7
（４）行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
（６）違反行為の概要	令和4年4月26日及び令和4年5月12日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　2点 当該事業者の累積点数　46点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について　〈令和5年3月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数（関東運輸局管内）	営業所点数（当該行政処分により付された違反点数）
20230307	株式会社ゴール・インターナショナル（法人番号6011101033213） 代表者　クリスナ　ハディ　ブディアント	東京都大田区久が原３－１３－４	本社営業所	東京都大田区久が原３－１３－４	輸送施設の使用停止（30日車）	道路運送法第１５条１項	令和4年8月10日、区域拡大を行ったことを端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下、運送法)第15条第1項)、(2)事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)、(3)運行管理者の解任届出違反(運送法第23条第3項)、(4)整備管理者の変更の未届出(道路運送車両法第52条)、(5)報告義務違反(運送法第94条第1項)	3	3
20230307	合同会社本多（法人番号9012803001818） 代表者　本多　真	東京都江東区南砂２－１７－４	東京営業所	東京都江東区南砂２－１７－４－１０１	輸送施設の使用停止（30日車）	道路運送法第１５条１項	令和4年8月15日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下、運送法)第15条第1項)、(2)事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)、(3)運行管理者の解任届出違反(運送法第23条第3項)、(4)整備管理者の変更の未届出(道路運送車両法第52条)、(5)報告義務違反(運送法第94条第1項)	3	3
20230307	日興自動車交通株式会社（法人番号6011401004979） 代表者　山本　敏之	東京都板橋区加賀２－１８－１３	本社営業所	東京都板橋区加賀２－１８－１３	輸送施設の使用停止（10日車）	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第２項	令和4年4月14日及び令和4年4月25日、無免許運転があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	1	1
20230307	富士観光有限会社（法人番号3090002015043） 代表者　村松　忠廣	山梨県西八代郡市川三郷町市川大門１８０５番地	本社営業所	山梨県西八代郡市川三郷町市川大門１８０５番地	輸送施設の使用停止（40日車）	旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第５項	令和4年8月24日、長期間監査未実施であることを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)定期点検整備の未実施(道路運送車両法(以下、車両法)第48条)、(4)点検整備記録簿等の記録義務違反(車両法第49条)	4	4

20230314	株式会社櫟山交通(法人番号1040001033036) 代表者　野山　勝明	千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山5－1－26	本社営業所	千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山5－1－26	輸送施設の使用停止(10日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和4年4月12日、死亡事故があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	1	1
20230314	木子国際株式会社(法人番号9013301047114) 代表者　宋　偉偉	千葉県白井市冨士101－4	本社営業所	千葉県白井市冨士101－4フルヤアパート2F―B号室	輸送施設の使用停止(10日車)	道路運送車両法第48条	令和4年9月6日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)定期点検整備の未実施(道路運送車両法第48条)、(2)法人役員の変更の未届出(道路運送法施行規則第66条第1項第8号)	1	1
20230314	王子国際観光合同会社(法人番号9030003014515) 代表者　黒沢　正凱	埼玉県川口市八幡木2－23－39	足立営業所	東京都足立区入谷9－30－27　パークヒルズ入谷101号	輸送施設の使用停止(10日車)	道路運送法第15条第4項	令和4年8月5日、令和4年8月26日、区域拡大を行ったことを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)軽微事項に係る事業計画の事後変更届出違反(道路運送法第15条第4項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	6	1
20230314	Gooingtrip観光株式会社(法人番号9011301025098) 代表者　柴田　誠	東京都江戸川区北小岩6－17－6　レミネ12階	成田営業所	千葉県成田市吉岡1126－22	輸送施設の使用停止(30日車)	道路運送法第15条第1項	令和4年9月15日、区域拡大を行ったことを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下、運送法)第15条第1項)、(2)事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)、(3)運行管理者の解任届出違反(運送法第23条第3項)、(4)整備管理者の変更の未届出(道路運送車両法第52条)	3	3
20230314	王子国際観光合同会社(法人番号9030003014515) 代表者　黒沢　正凱	埼玉県川口市八幡木2－23－39	本社営業所	千葉県山武郡芝山町岩山2269－2	輸送施設の使用停止(50日車)	道路運送法第30条第2項	令和4年8月15日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条第5項)、(2)新任運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(6)事業の健全な発達を阻害する競争(道路運送法第30条第2項)	6	5
20230314	株式会社令和ハイヤー(法人番号6011701023290) 代表者　山浦　和秀	千葉県富里市七栄299－21丸ハイツ203	成田営業所	千葉県富里市七栄299－21丸ハイツ203号室	輸送施設の使用停止(10日車)	道路運送法第15条第3項	令和4年8月25日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)事業計画の事前変更届出違反(道路運送法第15条第3項)、(2)乗務記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条)	1	1
20230322	北斗国際株式会社(法人番号2040001112516) 代表者　芦　川	千葉県印旛郡酒々井町下岩橋213－1	成田営業所	千葉県印旛郡酒々井町下岩橋213－1	輸送施設の使用停止(20日車)	道路運送法第20条	令和4年8月26日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)営業区域外運送違反(道路運送法(以下、運送法)第20条)、(2)乗務記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第25条)、(3)運行管理規程の制定義務違反(運輸規則第48条の2第1項)、(4)報告義務違反(運送法第94条第1項)	2	2

20230322	有限会社AS国際ハイヤー（法人番号6010602017451） 代表者　野崎　永鳳	東京都足立区花畑4－39－14　2F－B	成田営業所	千葉県富里市七栄306－78	輸送施設の使用停止（15日車）	道路運送車両法第48条	令和4年8月17日、区域拡大を行ったことを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)定期点検整備の未実施(道路運送車両法第48条)、(2)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)	2	2
20230322	NTK国際株式会社（法人番号4010501042486） 代表者　王　凱	東京都足立区花畑6－38－11	成田営業所	千葉県成田市松崎1633－20　エステートピア高田101号室	輸送施設の使用停止（30日車）	道路運送法第15条第1項	令和4年8月31日、区域拡大を行ったことを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下、運送法)第15条第1項)、(2)事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)	3	3
20230327	合同会社本多（法人番号9012803001818） 代表者　本多　真	東京都江東区南砂2－17－4	東京営業所	東京都江東区南砂2－17－4－101	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項	令和5年1月31日、区域拡大を行ったことを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	3	0
20230328	さがみ交通八王子株式会社（法人番号3010101001397） 代表者　山口　正道	東京都八王子市泉町1914－3	本社営業所	東京都八王子市泉町1914－3	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和4年11月17日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
20230328	有限会社勝沼観光タクシー（法人番号9090002011375） 代表者　三枝　喜久男	山梨県甲州市勝沼町勝沼3072－3	本社営業所	山梨県甲州市勝沼町勝沼3072－3	輸送施設の使用停止（20日車）	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項	令和4年9月14日、長期間監査未実施であることを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第38条第1項)、(2)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	2	2
20230328	株式会社イロハ観光交通（法人番号5040001045705） 代表者　張　海峰	千葉県富里市根木名1009－37	本社営業所	千葉県富里市根木名1009－37	輸送施設の使用停止（40日車） 事業の停止（30日間）	道路運送法第94条第4項	令和2年10月13日、令和2年10月20日、令和2年12月1日及び令和2年12月17日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下、運送法)第15条第1項)、(2)事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)、(3)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)整備管理者の変更の未届出(道路運送車両法第52条)、(6)帳簿書類の検査を忌避したこと(運送法第94条第4項)	34	34
20230331	代々木自動車株式会社（法人番号7011001024204） 代表者　西澤　明洋	東京都渋谷区初台2－6－9	本社営業所	東京都渋谷区初台2－6－9	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項	令和4年12月7日及び令和5年1月10日、救護義務違反があった旨の情報を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	0	0

注　違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.（4）但し書き参照）